

公害防止配慮事項申出書

1 解体工事・建築工事の公害防止

下請業者を使用して解体工事又は建築工事を施工する場合は、公害防止について十分な指導をする。

解体工事又は建築工事の計画の策定にあたっては、低騒音・低振動の工法及び機械を採用する。また、建設機械の点検整備を徹底する。

汚水が極力発生しないような工事計画を立てる。

工事現場の周辺住民に対して、事前に、解体工事又は建築工事の概要、使用機械、工事期間、工事時間、騒音又は振動防止の方法、工事責任者とその連絡先について説明し理解を求める。

工事の進捗状況において、工事計画の変更が発生する場合は、事前に周辺住民に説明し理解を求める。

騒音や振動などの公害の発生状況を監視し、周辺住民からの苦情や問い合わせに迅速に対応できるよう工事現場責任者を配置する。

解体工事や工事車両の出入りなどにより粉じんの発生が予測される場合には、仮囲いやシートなどで養生を行う。

解体工事や工事車両の出入りなどにより粉じんが発生している場合には、適度に清掃や散水を行う。また、工事車両の搬入搬出路の清掃にも十分留意する。

複数の建設機械を同時に使用することは極力避け、その配置も可能な限り周辺住宅から距離を確保する。

建設機械の過度な操作や運転は慎み、短時間の作業待ちでも可能な限りエンジンを停止するなど、不必要な騒音や振動を出さないようにする。

建築廃材などは現場で焼却しない。

特定建設作業以外の工事については、早朝や夜間は極力避ける。ただし、やむを得ず工事を行う場合には、あらかじめ周辺住民に十分説明し理解を求める。

工事車両については、不要なアイドリングを避けるとともに、駐車場所、通行経路や時間帯に十分配慮し、必要に応じて周辺住民に説明し理解を求める。

作業用道路は、原則として住宅から離れた位置に設置し、常に整備、保守することにより、騒音や振動の防止を図る。

廃油などの油類については、適正に処置し、公共用水域に流出しないよう十分注意する。

汚水が発生した際には、適正な処理を施し排出する。

生コン車、ミキサー、シャベル、左官道具を水洗いするときは、モルタル、砂などを側溝などに流さない。

<p>その他の 配慮事項</p>	
----------------------	--

<p>* 確 認 欄</p>	
----------------	--

2 公害全般（工事以外）

工事現場の周辺住民に対して、事前に、操業開始後の業務概要、始業終業時間、休日、使用機械、機械の位置と稼働日時、公害防止の方法、公害防止責任者とその連絡先について説明し理解を求める。

公害の発生状況を監視し、周辺住民からの苦情や問い合わせに迅速に対応できるように公害防止責任者を配置する。

<p>その他の 配慮事項</p>	
----------------------	--

<p>* 確 認 欄</p>	
----------------	--

3 大気汚染の防止

ばい煙や黒煙の防止対策として、使用燃料はできるだけ硫黄分の小さい良質なものを選定する。

排気口（換気扇、煙突、ダクトなど）の設置については、周囲への環境に配慮し、位置、向き、高さに十分注意し、隣接住宅側への排気を避ける。

操業工程から粉じんが発生する場合には、集じん装置を設置するなど、防じん対策に万全を期す。

ボイラーや焼却炉などのばい煙発生施設を設置した場合は、管理規定や管理日誌を設けるなど日常管理を徹底する。

ばい煙発生施設の定期的なメンテナンスを徹底し、常に適正な稼働状態を維持する。
廃棄物の焼却をしない。

駐車場の位置及び構造については、排気ガスの周辺に及ぼす影響が最小限になるように配慮する。

その他の 配慮事項	
--------------	--

* 確 認 欄	
---------	--

4 水質汚濁の防止

油類の流出のおそれのある工場又は事業場は、防油堤を設けるなどの流出防止策を講じるとともに、万一の流出時に備えてオイル吸着マットを常備する。

公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合や供用区域内で屋外に施設を設置する場合で鉱油類が発生する際には、油水分離装置を設けるなど、適切な排水処理対策を行う。

公共下水道の供用区域外に工場又は事業場を設置する場合には、排水処理装置を設置し、適切な排水処理対策を講じることにより、公共用水域への水質汚濁負荷の軽減を図る。

沈殿槽、油水分離機、その他排水処理装置については、管理規定や管理日誌を設ける

など、日常管理を徹底する。

洗車施設を設置する際は、配置や構造について、水の飛沫が隣接する住宅等へ飛散しないように配慮する。

重油、灯油等の配管等が屋外に露出している部分については、冬期における積雪、落雪等による破損が起こらないように、設置位置及び構造に配慮する。

その他の 配慮事項	
--------------	--

* 確 認 欄	
---------	--

5 騒音・振動の防止

騒音発生施設又は振動発生施設の選定に当たっては、できるだけ低騒音・低振動の装置を採用する。また、定期的なメンテナンスを徹底する。

騒音レベル又は振動レベルの特に大きい装置を工場又は事業場に設置する場合には、隣接住宅などとの保有距離を十分に取るとともに、隣接する箇所に事務所や倉庫を設置するなど、騒音や振動の影響が小さくなるようにする。さらに、防振バネ・ゴムを活用したり、壁や基礎を厚くするなど、騒音・振動対策に万全を期す。

室内の騒音レベルの高い工場又は事業場については、壁の材質や構造を外側へ遮音効果、内側に吸音効果のあるものを採用するとともに、窓及び出入口を二重とし、ガラスの厚さにも注意する。

空調機の室外機など、やむを得ず屋外に設置する設備については、設置場所に注意し、必要に応じて防音壁や周囲を囲うなどの対策を取る。

騒音を発生する施設を設置している場合には、窓や出入口を開放して作業を行わない。

騒音又は振動を発生する施設を設置している場合には、早朝及び夜間の使用を自粛する。

駐車場の車両の騒音対策として、アイドリング、急発進・急停止、大声での会話を避けるとともに、ラジオやカーステレオのボリュームを下げるなどについて、注意喚起の掲示板を設置したり、運転手に直接呼びかけるなど対策に万全を期す。

駐車場の位置及び構造については、騒音の周辺に及ぼす影響が最小限になるように配慮する。

その他の 配慮事項	
--------------	--

* 確 認 欄	
---------	--

6 悪臭の防止

排気口（換気扇、煙突、ダクトなど）の設置については、周囲への環境に配慮し、位置、向き、高さに十分注意し、隣接住宅側への排気を避ける。

悪臭を発生する原材料や製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納しカバーで覆う等の措置を講じるとともに屋内に保管し、臭気の拡散を防止する。

塗料や有機溶剤を原材料に使用する際には、極力臭気の少ないものを選んで使用し、容器の構造、作業方法等に配慮する。

有機溶剤の取扱いや操業工程から悪臭が発生する場合には、脱臭装置を設置するなど、脱臭対策に万全を期す。また、脱臭装置の定期的なメンテナンスを徹底する。

建物の構造については、シャッター等の開閉時においても悪臭が外部へ漏れにくいよう、建物内での悪臭の発生する作業の場所等に配慮する。

悪臭発生施設を設置している場合には、窓や出入口を開放して作業を行わない。

悪臭の発生する作業は、周辺環境の悪化を防止するため、屋内で実施する。

廃棄物を一時保管する際や搬出時に、外部に臭気が拡散しないように、廃棄物の保管場所、管理方法及び搬出方法に配慮する。

その他の 配慮事項	
--------------	--

* 確 認 欄	
---------	--

注 1) 該当する 欄をレ印でチェックしてください。

注 2) その他の配慮事項には、記載のない配慮事項がある場合に記載してください。

注 3) * 確認欄には記載しないでください。